

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2026 年 9 月 1 日

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

株式会社 SHIFT

代表取締役社長 丹下 大

株式会社 SHIFT（以下「当社」といいます。）は、2026 年 6 月 1 日付で株式会社 SHIFT SECURITY（以下「SHIFT SECURITY」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SHIFT SECURITY を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2026 年 9 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求（差止請求）に係る手続の経過

SHIFT SECURITY は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

SHIFT SECURITY は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

SHIFT SECURITY は、新株予約権を発行していませんでしたので、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

SHIFT SECURITY は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 7 月 21 日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に規定する差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

吸収合併承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 7 月 21 日に株主に対し公告等により通知いたしましたが、反対株主による反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条第 1 項に基づく反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 7 月 21 日付の官報及び電子公告（合併公告）により、債権者に対する公告を行いました。申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 9 月 1 日をもって、SHIFT SECURITY からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 9 月 1 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する重要な事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2026 年 7 月 21 日

東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号

株式会社 SHIFT SECURITY

代表取締役社長 藤 崎 将 嗣

株式会社 SHIFT SECURITY（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社 SHIFT（以下「SHIFT」といいます。）を吸収合併存続会社として、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決定し、2026 年 6 月 1 日付で、両者の間で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結しました。

本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

吸収合併存続会社である SHIFT は、吸収合併消滅会社である当社の完全親会社であることから、本吸収合併に際して、合併対価として株式又はこれに代わる金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項と以下の通りでございます。

- ・ 当社子会社の吸収合併に関するお知らせ
 - ・ 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）
 - ・ 当社子会社（株式会社 ADX Consulting）の吸収合併に関するお知らせ
 - ・ 当社子会社（Airitech 株式会社）の吸収分割及び連結子会社間の吸収合併（存続会社：株式会社シムテック）に関するお知らせ
 - ・ 吸収分割による SHIFT グループ内 15 社のバックオフィス集約に関するお知らせ
- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本吸収合併の効力発生日における SHIFT の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、SHIFT の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併の効力発生日以後における SHIFT の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙

吸収合併契約書

株式会社SHIFT（以下、「甲」という。）及び株式会社SHIFT SECURITY（以下、「乙」という。）は、合併に関して以下のとおり合意する。

（吸収合併）

第 1 条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する（以下、「本件合併」という。）。

2 合併の当事者の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商 号 株式会社SHIFT

住 所 東京都港区麻布台一丁目3番1号

（2）乙：吸収合併消滅会社

商 号 株式会社SHIFT SECURITY

住 所 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

（吸収合併存続会社が交付する金銭等）

第 2 条 本件合併の効力発生日において乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本件合併に際して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額）

第 3 条 甲は、本件合併により、資本金の額及び準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第 4 条 本件合併の効力発生日は、2026年9月1日とする。

2 本件合併の効力発生日の前日までに本件合併に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、本件合併の効力発生日を変更することができる。

（合併承認決議）

第 5 条 甲及び乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第 6 条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後、本件合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを行う。

(契約内容の変更又は解除)

第 8 条 本契約締結後、本件合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲乙間で協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

(合併契約の効力)

第 9 条 本契約は、次の各号に掲げるときは、効力を失う。

- (1) 本件合併につき第 5 条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないとき
- (2) 法令の定める関係官庁の承認が得られないとき

(規定外条項)

第 10 条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項について又は本契約の解釈に疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管するか、又は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2026 年 6 月 1 日

(甲) 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
株式会社 S H I F T
代表取締役社長 丹 下 大

(乙) 東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号
株式会社 S H I F T S E C U R I T Y
代表取締役社長 藤 崎 将 嗣

事 業 報 告 書

令和 7年 8月期

自 令和 6 年 9月 1日

至 令和 7 年 8月31日

【株式会社SHIFT SECURITY】

事業報告

〔 自 令和 6 年 9月 1日
至 令和 7 年 8月31日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行などもあり、国内外における経済見通しは依然として不透明な状況が続いております。

SHIFTグループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念のもと、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

こうした経営環境の中、当社では当事業年度において、営業力の強化による顧客基盤の拡大、IT業界の構造変化に合わせたサービス提供力の向上、多様な人材獲得手法の展開を重点課題として取り組んでおります。

この結果、当事業年度は、売上高23億22百万円（前年同期比12.7%増）、売上総利益8億13百万円（前年同期比29.5%増）、営業利益5億98百万円（前年同期比38.7%増）、当期純利益4億26百万円（前年同期比61.9%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当するものではありません。

② 設備投資

該当するものではありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当するものではありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当するものではありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当するものではありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当するものではありません。

(3) 直前 3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期	第8期	第9期	第10期
	令和4年8月期	令和5年8月期	令和6年8月期	令和7年8月期
				(当事業年度)
売上高(千円)	1,531,379	1,988,280	2,060,770	2,322,884
当期純利益 (△は当期純損失)(千円)	134,540	220,993	263,533	426,642
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失)(円)	134,540円	220,993円	263,533円	426,642円
総資産(千円)	1,061,917	1,210,453	1,373,438	1,914,263
純資産(千円)	707,381	906,324	1,168,493	1,595,135

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 商流の多様化
- ② 診断実務の効率化
- ③ 人材の流動性向上
- ④ 教育の充実及び期間の短縮

(5) 主要な事業内容

当社は、脆弱性診断事業を主要な事業としております

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点

本社 東京都

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100名	26名増	36.9歳	3.3年

(注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	21,010千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社クラブ	15,500千円	100.0%	脆弱性診断、テスト事業
株式会社マ斯拉ボ	15,000千円	100.0%	ペネストレーションテスト

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

計 算 書 類

貸借対照表

令和07年08月31日 現在

株式会社SHIFT SECURITY

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,774,813,492	【流動負債】	319,128,205
現金及び預金	1,445,353,531	未払金	110,135,470
売掛金	243,489,925	未払費用	27,682,136
貯蔵品	90,000	未払給与等	1,103,733
仕掛品	32,145,570	未払法人税等	122,578,500
前払金	6,535,332	未払消費税等	45,170,100
立替金	216,889	預り金	7,323,466
前払費用	33,568,170	契約負債	4,026,000
未収入金	3,990,038	未払事業所税	1,108,800
仮払金	4,401,001	負債の部合計	319,128,205
預け金	5,023,036	純資産の部	
【固定資産】	139,450,388	科目	金額
有形固定資産	5,214,061	【株主資本】	1,595,135,675
附属設備	890,288	資本金	5,000,000
附属設備減価償却累計額	△ 55,969	資本剰余金	5,000,000
工具器具備品	23,140,428	資本準備金	5,000,000
工具器具備品減価償却累計額	△ 21,107,864	利益剰余金	1,585,135,675
一括償却資産	10,571,491	その他利益剰余金	1,585,135,675
一括償却資産減価償却累計額	△ 8,224,313	繰越利益剰余金	1,585,135,675
無形固定資産	59,139,787	(うち当期純利益)	426,642,307
ソフトウェア	52,679,495		
ソフトウェア仮勘定	6,460,292		
投資その他の資産	75,096,540	純資産の部合計	1,595,135,675
投資有価証券	157	負債・純資産の部合計	1,914,263,880
子会社株式	60,997,600		
敷金	88,000		
長期前払費用	240,200		
繰延税金資産	13,770,583		
資産の部合計	1,914,263,880		

損益計算書

自 令和06年09月01日

至 令和07年08月31日

株式会社SHIFT SECURITY

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	342,887,168	
売上高_グループ会社	1,979,997,627	2,322,884,795
【売上原価】		
当期製品製造原価	1,509,636,064	
合計	1,509,636,064	
売上総利益		813,248,731
【販売費及び一般管理費】		214,755,756
営業利益		598,492,975
【営業外収益】		
受取利息	2,398,246	
雑収入	5,384,430	7,782,676
【営業外費用】		
雑損失	752,018	752,018
経常利益		605,523,633
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		605,523,633
法人税等		186,931,260
法人税等調整額		△ 8,049,934
当期純利益		426,642,307

株主資本等変動計算書

自 令和06年09月01日
至 令和07年08月31日

株式会社SHIFT SECURITY

(単位：円)

	株主資本								評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式				株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
						繰越利益剰余金						
当期末残高	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	0	1,158,493,368	1,158,493,368	0	1,168,493,368	0	0	1,168,493,368
当期末変動額												
当期純利益				0		426,642,307	426,642,307		426,642,307	0	0	426,642,307
新株の発行				0				0	0	0	0	0
剰余金の配当				0			0		0	0	0	0
利益準備金の積立て				0			0		0	0	0	0
当期末変動額合計	0	0	0	0	0	426,642,307	426,642,307	0	426,642,307	0	0	426,642,307
当期末残高	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	0	1,585,135,675	1,585,135,675	0	1,595,135,675	0	0	1,595,135,675

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

（ただし建物附属設備については定額法を採用しております）

無形固定資産…………… 定額法

長期前払費用…………… 定額法

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

脆弱性診断事業においては、脆弱性診断業務を請け負っております。脆弱性診断業務に係る収益は、原則として診断による結果報告書を顧客に納品し、顧客による検収が完了した時点において収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理… 税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（計算書類関係）

（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の 種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	附属設備	—	890	—	55	834	55	890
	工具器具備品	3,418	—	33	1,352	2,032	21,107	23,140
	一括償却資産	528	3,124	—	1,305	2,347	8,224	10,571
	計	3,946	4,014	33	2,712	5,214	29,386	34,601
無形 固定 資産	ソフトウェア	64,445	8,938	—	20,704	52,679		
	ソフトウェア仮勘定	6,711	8,687	8,938	—	6,460		
	計	71,156	17,625	8,938	20,704	59,139		

注)1.ソフトウェアの当期増加は、新サービス(S4)開発によるものであります。

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	—	34,574	34,574	—

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	12,600	
給料手当	66,654	
賞与	1,166	
法定福利費	7,428	
退職給付費用	1,295	
福利厚生費	2,413	
業務委託費	56,875	
広告宣伝費	6,402	
接待交際費	882	
会議費	1,328	
旅費交通費	9,355	
通信費	1,070	
備品消耗品費	1,325	
研修費	5,290	
採用費	16,121	
支払手数料	7,378	
システム利用料	8,948	
銀行手数料	701	
地代家賃	1,410	
保険料	517	
支払報酬料	2,100	
減価償却費	475	
租税公課	1,232	
水道光熱費	341	
修繕費	176	
雑費	220	
諸会費	830	
支払リース料	181	
固定資産除却損(販管費)	33	
計	214,755	

株式会社 SHIFT SECURITY
代表取締役社長 金内 忍 殿

2025 年 10 月 23 日

監査役 吉沼 奈緒美

監査報告書の提出について

私、監査役 吉沼 奈緒美は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 吉沼 奈緒美は、2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの第 10 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 10 月 23 日

株式会社 SHIFT SECURITY

監査役 吉沼 奈緒美